

令和5年度

女川町教育要覧



女川町教育委員会

目次

1 女川町の概要	・・・1
(1) 地勢・沿革	
(2) 人口・世帯数	
(3) 東日本大震災による被災と復興	
2 教育行政	・・・3
(1) はじめに	
(2) 教育委員会	
(3) 総合教育会議	
(4) 教育委員会事務局の組織	
(5) 教育機関	
(6) 附属機関	
(7) 女川町教育大綱（女川町教育振興基本計画）	
(8) 女川町教育委員会教育行政評価	
(9) 女川町教育委員会重点施策ロードマップ	
3 教育財政	・・・12
(1) 一般会計歳出予算の概要	
(2) 令和5年度一般会計教育予算	
(3) 令和5年度一般会計教育予算主要事項	
(4) 教育財政の推移	
4 生涯学習	・・・15
(1) 女川町生涯学習基本構想	
(2) 町民憲章具現化指標	
(3) 地域をつくる生涯学習・文化・芸術の推進	
(4) 学校、家庭、地域、行政が連携・協働した教育の推進	
(5) 生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の充実	
5 学校教育	・・・19
(1) 女川町の小・中学校	
(2) 学級数・児童生徒数	
(3) 教職員数	
(4) 東日本大震災による被災と教育環境の復旧・復興	
(5) 施設一体型小中一貫教育学校	
(6) 学校教育の充実のための取組	
(参考)	
令和5年度 小中一貫教育「女川プラン」	・・・25
令和5年度 学校経営全体構想	・・・26
女川町の主な文化財	・・・27

1 女川町の概要

(1) 地勢・沿革

女川町は、宮城県東部、牡鹿半島基部に位置し、奥州三大霊場の一つである「霊島 金華山」を中心とした「三陸復興国立公園」地域に指定されています。

北上山地と太平洋が交わる風光明媚なリアス式海岸は天然の良港を形成し、カキやホタテ、ホヤ、ギンザケ等の養殖業が盛んで、世界三大漁場の一つである金華山沖漁場が近いことから、魚市場には年間を通じて暖流・寒流の豊富な魚種が数多く水揚げされています。

「女川」の由来は、前九年の役の頃、豪族 安倍貞任が源氏方の軍と戦った際に、一族の婦女子を安全地帯である「安野平」に避難させたことから、この地から流れ出す溪流を「女川」と呼び、後に地名になったと伝えられています。

また、女川港は古くから天然の良港として知られ、慶長 16 年（1611 年）のイスパニア使節による三陸海岸の探検測量時の文献に「石浜」「浦宿」の地名が記されていて、明治 18 年（1885 年）の英国ハミルトン将軍率いる東洋艦隊の初入港の際にも、軍艦の停泊に最適として世界中に紹介されています。

明治 21 年に女川浜ほか 20 浜より、沢田村を除いて女川村を確定し、村政を実施したのは翌 22 年 5 月 1 日です。なお、学制発布がなされた翌年の明治 6 年には、女川村においても、浦宿小学校（当時）ほか 4 校が既に開校されています。

大正 15 年 4 月 1 日に町制を施行し女川町となり、以来水産商工の町として発展を続けて、近年においても、新鮮な魚介類を活用した観光産業を中心に、多くの方々に足を運んでいただいています。また、昭和 59 年に営業運転を開始した女川原子力発電所は東北地方の電気エネルギーを担う拠点として重要な役割を担っています。

海とともに発展を遂げてきた本町でしたが、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災により、町は壊滅的な被害を受けました。

あれから 12 年という歳月が流れました。平成 23 年 9 月に策定した「女川町復興計画」が終了し、女川町が目指す将来像～「いのち」と「くらし」をみんなが紡ぐまち～のスローガンを掲げた「女川町総合計画 2019」に基づき、教育行政を進めています。

(2) 人口・世帯数

女川町の人口・世帯数は、令和 5 年 3 月 31 日現在、下表のとおりです。

（下段は、東日本大震災前、平成 23 年 2 月 28 日の人口等）

	総数	男性	女性	世帯数
令和 5 年 3 月 31 日	5,928 人	2,934 人	2,994 人	3,014 世帯
平成 23 年 2 月 28 日	10,016 人	4,863 人	5,153 人	3,852 世帯

(3) 東日本大震災による被災と復興

平成 23 年 3 月 11 日午後 2 時 46 分、三陸沖を震源とする M9.0 の大地震が発生しました。この地震により発生した大津波により、岩手・宮城・福島をはじめとする太平洋沿岸部に甚大な被害をも

たらしめました。

女川町においても町役場をはじめとする公共施設が被害を受け、行政機能が停止しました。東日本大震災における被災率最大の自治体が女川町でした。

死者・死亡認定者が 827 名、住家被害が全壊 2,924 棟、大規模半壊 149 棟、半壊 200 棟となりました。また、津波の被害を免れた総合体育館をはじめとする避難所は、最大 25 か所、避難者数 5,720 人を数えました。

【浸水・人的・住家の被害状況】

被害状況（女川町全域）	
浸水被害	<p>8m 以上の浸水域が広く分布しており、特に町の中心部の平地においては、浸水域が内陸部まで広く分布している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最大津波高：14.8 m（港湾空港技術研究所調査） ・浸水区域：320 ha（国土交通省被災状況調査） ・被害区域：240 ha（宮城県発表）
人的被害	<p>人口が集中する中心部において人的被害が多くなっており、特に市街地の中心である女川浜地区において、死者・死亡認定者の割合が 15%以上と高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町人口：10,014 名（H23.3.11 時点） ・死者：575 名（H31.4.1 時点） ・死亡認定者：252 名（H31.4.1 時点） <p>（震災行方不明者のうち死亡届が受理された者）</p>
住家被害 （一般的な家屋）	<p>中心部ではほとんどの建物が津波によって全壊若しくは大規模半壊となった。主要な公共施設及び民間施設も同様の被害を受け、高台への仮施設設置や閉鎖を余儀なくされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅総数：4,411 棟 ・被害総数：3,934 棟（89.2%） ・全壊：2,924 棟（66.3%） ・大規模半壊：149 棟（3.4%） ・半壊：200 棟（4.5%） ・一部損壊：661 棟（15.0%）



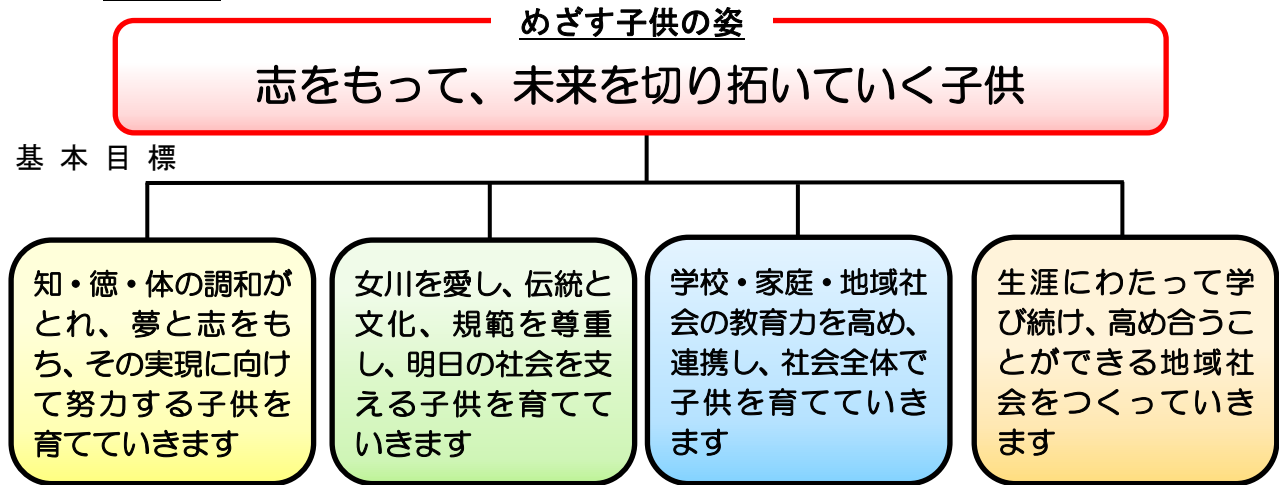
津波に飲み込まれる女川町中心部



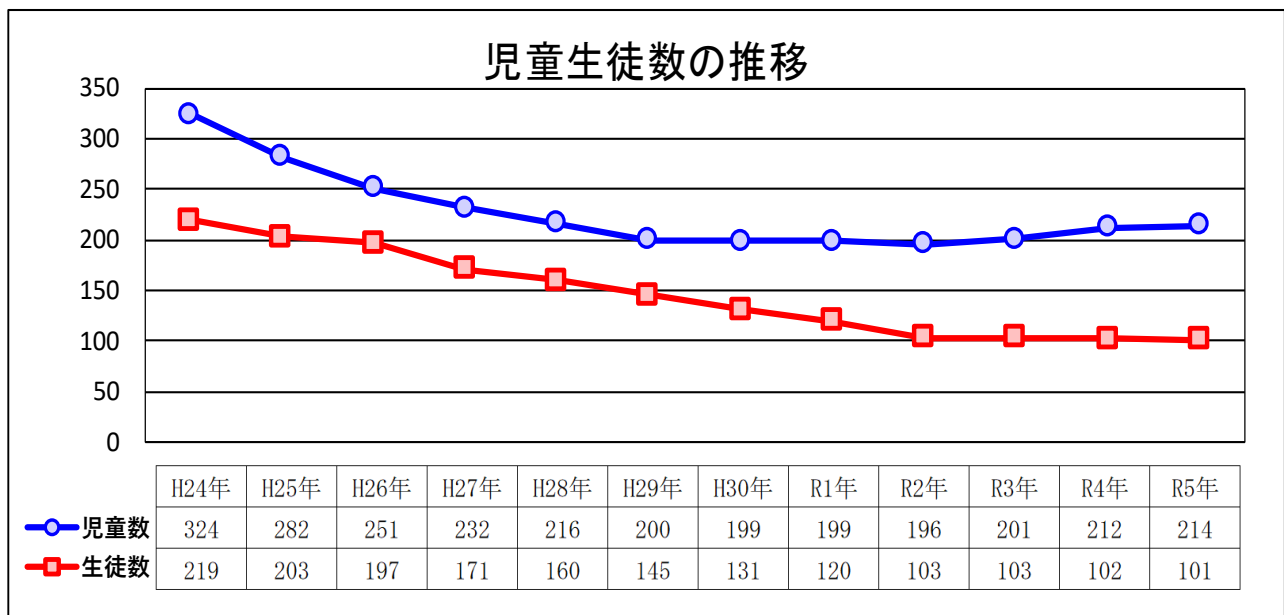
被災直後の鷲神浜地区

2 教育行政

(1) はじめに



東日本大震災は子供たちの生活環境も一変させました。そこで、本町のめざす子供の姿を実現させるためにも、平成 25 年度から、これまでであった小学校 3 校、中学校 2 校をそれぞれ 1 校に再編しました。令和元年度からは、連携型の小中一貫教育をスタートさせ、令和 2 年 7 月には町の中心部に新校舎が完成し、令和 2 年度第 2 学期より施設一体型小中一貫教育学校としての教育活動を開始しました。令和 3 年度から本格的な取組を行っています。



各年 5 月 1 日時点

(2) 教育委員会

地方公共団体においては、原則として、教育委員会が学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱い及び教育職員の身分取扱いに関する事務を行い、並びに社会教育その他教育、学術及び文化に関する事務を管理し及びこれを執行することとされています。女川町の教育委員会は、平成 28 年 4 月 1 日から新教育委員会制度へ移行し、下表のとおり構成されています。

【教育委員会の構成】

教 育 長	平 塚 隆	令和 4 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日
委 員	横 井 一 彦	令和 4 年 10 月 1 日～令和 8 年 9 月 30 日
委 員	新 福 悦 郎	令和 3 年 10 月 1 日～令和 7 年 9 月 30 日
委 員	中 村 たみ子	令和 元年 10 月 1 日～令和 5 年 9 月 30 日
委 員	山 内 哲 哉	令和 3 年 1 月 1 日～令和 6 年 12 月 31 日

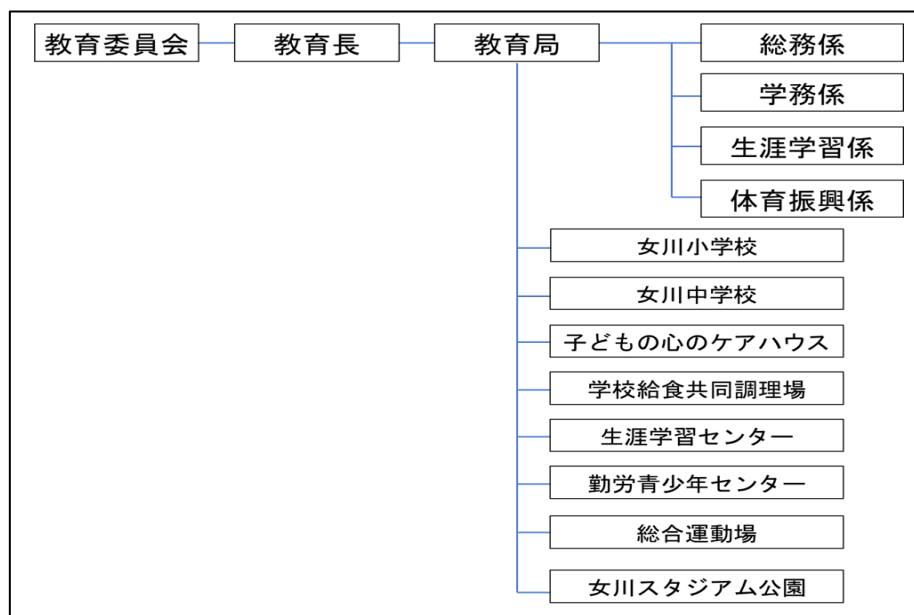
(3) 総合教育会議

地方公共団体の長は、平成 27 年度より、新たに総合教育会議を設けることとなりました。総合教育会議は、地方公共団体の長と教育委員会により構成されるもので、対等な執行機関同士の協議・調整の場です。これにより、両者が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ることが期待されています。

女川町においては、これまでも両部局の連携が良好に推移してきたところですが、総合教育会議の活用により、両者のより一層の連携強化を進めてまいります。

(4) 教育委員会事務局の組織

教育委員会には、その権限に属する事務を処理させるため、事務局を置くこととされています。女川町の教育委員会の事務局は、下図のとおり組織されています。また、その事務分掌は、別表のとおりです。



【事務分掌】

局、係名	事務分掌
教育局	
総 務 係	(1) 教育委員会の会議その他庶務に関すること。 (2) 職員の任免その他人事に関すること。 (3) 教育局の予算の調整及び学校等への予算の配当に関すること。 (4) 教育委員会規則及び規程の制定改廃に関すること。

	<ul style="list-style-type: none"> (5) 公印に関する事。 (6) 教育局の文書の収発及び整理保存に関する事。 (7) 学校の設置、管理及び廃止に関する事。 (8) 教育財産の取得、管理及び処分に関する事。 (9) 学校の施設及び設備の整備保全に関する事。 (10) 渉外に関する事。 (11) 教育行政の相談に関する事。 (12) その他他係に属さない事務に関する事。
学 務 係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 県費負担教職員の人事の内申及び服務に関する事。 (2) 学級編制及び教職員定数に関する事。 (3) 教科用図書の採択及び教材教具に関する事。 (4) 校長及び教職員の研修に関する事。 (5) 児童生徒及び教職員の保健に関する事。 (6) 就学事務に関する事。 (7) 就学奨励援助に関する事。 (8) 学校給食に関する事。 (9) 学校給食共同調理場の管理運営に関する事。 (10) 奨学資金貸与に関する事。 (11) 教育研究団体の育成及び指導に関する事。 (12) いじめの防止等に関する事。 (13) 教育課程、学習指導及び学校教育に関する専門的事項に関する事。 (14) 不登校等児童、生徒に関する事。 (15) その他学務に関する事。
生涯学習係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生涯学習の推進体制の整備に関する事。 (2) 社会教育施設の設置及び廃止に関する事。 (3) 社会教育委員に関する事。 (4) 生涯学習推進委員に関する事。 (5) 社会教育関係団体等への指導助言及び育成に関する事。 (6) 文化財の保護及び調査に関する事。 (7) 文化財保護委員に関する事。 (8) 社会教育資料の提供に関する事。 (9) 図書の整備及び貸出しに関する事。 (10) 社会教育施設の運営及び維持管理に関する事。 (11) 社会教育施設の使用及び許可に関する事。 (12) 社会教育施設入場者傷害保険に関する事。 (13) 家庭教育に関する事。

生涯学習係	<ul style="list-style-type: none"> (14) 成人教育、青少年教育及び高齢者教育に関すること。 (13) 家庭教育に関すること。 (14) 成人教育、青少年教育及び高齢者教育に関すること。 (15) 芸術及び文化の振興に関すること。 (16) 視聴覚教育に関すること。 (17) 生涯学習に関わる地域活動の支援に関すること。 (18) 生涯学習指導者の発掘と育成支援に関すること。 (19) 学校と地域社会、家庭の連携及び融合に関すること。 (20) 生涯学習相談に関すること。 (21) 生涯学習に関する情報収集及び提供に関すること。
体育振興係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 社会体育施設の設置、管理及び廃止に関すること。 (2) 社会体育施設の運営、開放に関すること。 (3) 社会体育施設入場者傷害保険に関すること。 (4) 学校開放に関すること。 (5) 社会体育に関する企画立案及び指導助言に関すること。 (6) 体育・スポーツの振興に関すること。 (7) スポーツ推進委員に関すること。 (8) 体育・スポーツ関係団体の連絡調整及び指導助言に関すること。 (9) 体育・スポーツの普及及び調査に関すること。 (10) その他体育・スポーツに関すること。

(5) 教育機関

地方公共団体は、学校等の教育機関を設置することとされています。女川町は、現在、下表の教育機関を設置しています。

名 称	位 置	概 要
女川町立女川小学校	女川町女川一丁目2番地1	小学校教育を行う。
女川町立女川中学校	女川町女川一丁目2番地1	中学校教育を行う。
女川町生涯学習センター	女川町女川一丁目1番地1	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生涯学習に関する講座等の学習機会の提供及び人材育成を行う。 (2) 生涯学習に関する情報提供及び資料の収集並びに提供、相談を行う。 (3) 生涯学習に関する事業を行う機関及び団体との連携、協力並びに交流を行う。

女川町子どもの心のケアハウス	女川町鷺神浜字堀切山 107 番地 17 (地域福祉センター内)	(1) 女川町内の小・中学校に在学し、学校不適應等の理由により学校を長期にわたり欠席している児童生徒（以下「対象児童生徒」）及び保護者の教育相談並びに心のケアを行う。 (2) 対象児童生徒の生活指導及び学習指導を行う。 (3) 不登校に係る情報の収集及び提供を行う。 (4) 学校、関係機関と連携し、学校不適應児童生徒の支援に当たる。 (5) 上記のほか、女川町子どもの心のケアハウス条例（平成 29 年女川町条例第 11 号）第 1 条に規定する目的を達成するために必要な事業を行う。
女川町勤労青少年センター	女川町鷺神浜字荒立 84 番地 2	(1) 一般教養、体育及び健全なレクリエーション等について、場と機会を提供し、必要な助言並びに指導を行う。 (2) 上記のほか、勤労青少年の福祉増進を図るために必要な事業を行う。
女川町総合運動場	女川町女川浜字大原 602 番地 3、606 番地	(1) スポーツ教室等の開催 (2) 体育・スポーツに関する指導及び助言 (3) 体育・スポーツの普及及び調査 (4) 上記のほか、総合運動場の目的を達成するために必要な事業
女川町学校給食共同調理場	女川町女川一丁目 2 番地 1	(1) 学校給食の調理を行う。 (2) 調理場の安全及び衛生の維持を行う。 (3) 給食物資の発注及び検収を行う。

また、下表の施設について、隣接している石巻市の施設ではあるものの、同市と協議書を締結し女川町の児童生徒の利用に供させることができるようにしています。

名称	位置	概要
石巻市特別支援教育共同実習所	石巻市東中里三丁目 2 番 1 号	中学校に在学する心身障害児の職業教育（縫製、印刷、紙工、コンクリートブロック、陶芸、野菜栽培等）に関する実習指導等を行う。
石巻市学びサポートセンター「コイル」（教育支援センター）	石巻市向陽町三丁目 13 番 7 号	(1) 対象児童生徒の教育相談に関する事業 (2) 対象児童生徒の生活及び学習に対する指導に関する事業 (3) 対象児童生徒の自立並びに学校生活への自発的な復帰を促進するための支援及び指導に関する事業

(6) 附属機関

地方公共団体には、附属機関として調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができることとされています。女川町の教育委員会の附属機関は、下表のとおりです。

名称（主管課）	担当事務
女川町奨学生選考委員会 （学務係）	女川町奨学金貸与条例（昭和 39 年女川町条例第 13 号）第 2 条の規定による奨学生推せんに関する事項を審議すること。
女川町心身障害児就学指導委員会 （学務係）	女川町心身障害児就学指導委員会条例（平成 9 年女川町条例第 26 号）第 1 条の規定による心身に障害のある学齢児童、学齢生徒等の就学指導に関する重要事項の調査審議に関すること。
女川町いじめ問題対策調査委員会 （学務係）	女川町いじめ問題対策連絡協議会等条例（平成 26 年女川町条例第 29 号）第 8 条の規定による教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策、いじめの事案に係る事実関係の調査審議に関すること。
女川町学校給食運営審議会 （学務係）	女川町学校給食運営審議会条例（平成 11 年女川町条例第 14 号）第 1 条の規定による学校給食の実施に関する重要事項の調査審議に関すること。
女川町社会教育委員 （生涯学習係）	社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 17 条の規定による社会教育に関する重要事項についての教育委員会に対する助言及び意見の具申に関すること。
女川町文化財保護委員 （生涯学習係）	女川町文化財保護条例（昭和 48 年女川町条例第 21 号）第 5 条の規定による文化財の保存及び活用に関する調査研究並びに審議及び教育委員会に対する意見の具申に関すること。
女川町スポーツ推進委員 （体育振興係）	スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）第 32 条第 2 項の規定によるスポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整及び住民に対するスポーツの実技の指導に関すること。

（7） 女川町教育大綱（女川町教育振興基本計画）

女川町は、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 17 条第 2 項に基づき、町における教育の振興のための基本的な計画として「女川町教育振興基本計画」を策定しています。現在の計画は、令和 2 年 3 月に改訂したものです。

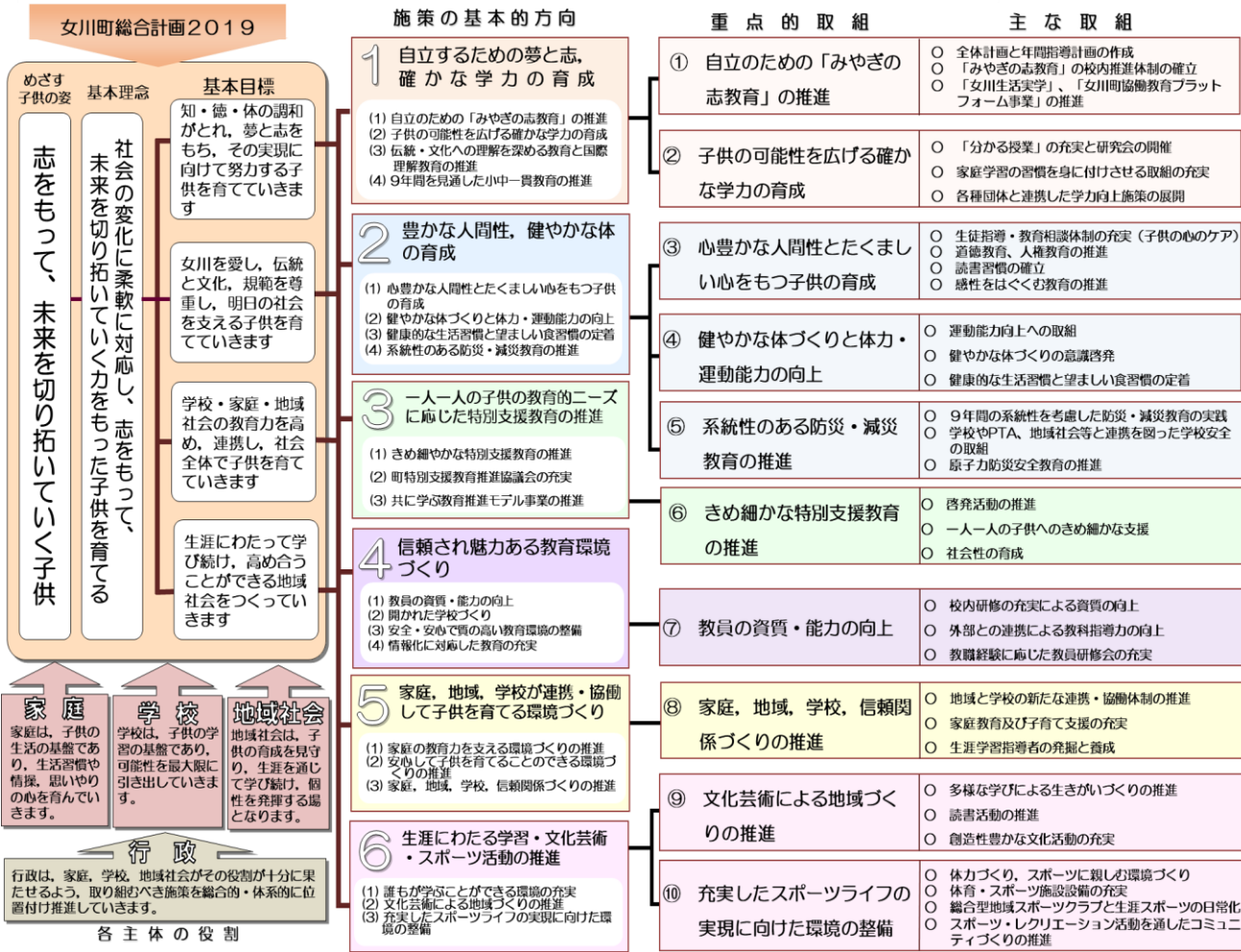
「女川町教育大綱（教育振興基本計画）」は、計画期間を令和 2 年度から令和 6 年度（5 年間）とし、本町教育の現状について、分析した上で、5 年間で取り組む計画としています。女川町では、「生きる力」を、様々な「社会の変化に柔軟に対応し、志をもって、未来を切り拓いていく力」であると捉え、この力をもった人（町民）を生涯にわたって育成することを基本理念としています。

そこで、「女川町教育大綱（教育振興基本計画）」では、この基本理念の具現化に向けて、「めざす子供の姿」を「志をもって、未来を切り拓いていく子供」とし、4 つの基本目標を掲げ、教育を推進することとし、そのための施策として 6 つの基本方向、10 項目の重点的取組を示しています。

例えば、「基本方向 1 自立するための夢と志、確かな学力の育成」では、常に社会の中における人間の生き方を考えながら学びに向かうよう促す教育の推進等「自立のための志教育（みやぎの志教育）の推進」（重点的取組 1）、基礎的な知識をしっかりと教え、身に付けさせる学習等「子供たちの可能性を広げる確かな学力の育成」（重点的取組 2）及び「伝統・文化の尊重と国際理解を育む教育の推進」を示しています。

教育委員会制度の見直しを図るための法律改正（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正）により、首長が教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとなりました。大綱は、町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策についてその目標や根本となる方針を定めるものです。本町においては、「女川町教育振興基本計画」があり、新たに大綱を策定した場合、町の教育等の方針・計画が浸透しにくくなる懸念があること等から、総合教育会議において協議した結果、首長が女川町教育振興基本計画を持って大綱に代えることとし、名称を女川町教育大綱（女川町教育振興基本計画）としました。

施策の体系 女川町教育大綱（女川町教育振興基本計画）全体体系（令和2年4月策定）



(8) 女川町教育委員会行政評価

女川町教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成20年4月一部改正）第26条に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価を実施しています。

「女川町教育委員会の活動状況に関する点検及び評価実施要綱（平成27年教育委員会訓令第5号）」により、3人の有識者に委員を委嘱して実施し、結果は女川町議会に提出するとともに町民にも公表されます。行政評価等は、点検及び評価を行う年度の前年度に教育委員会が実施した施策及び事業のうち、重要な施策として教育長が選定したものについて行っています。

女川町教育委員会 重点施策ロードマップ（令和4年度～令和13年度）

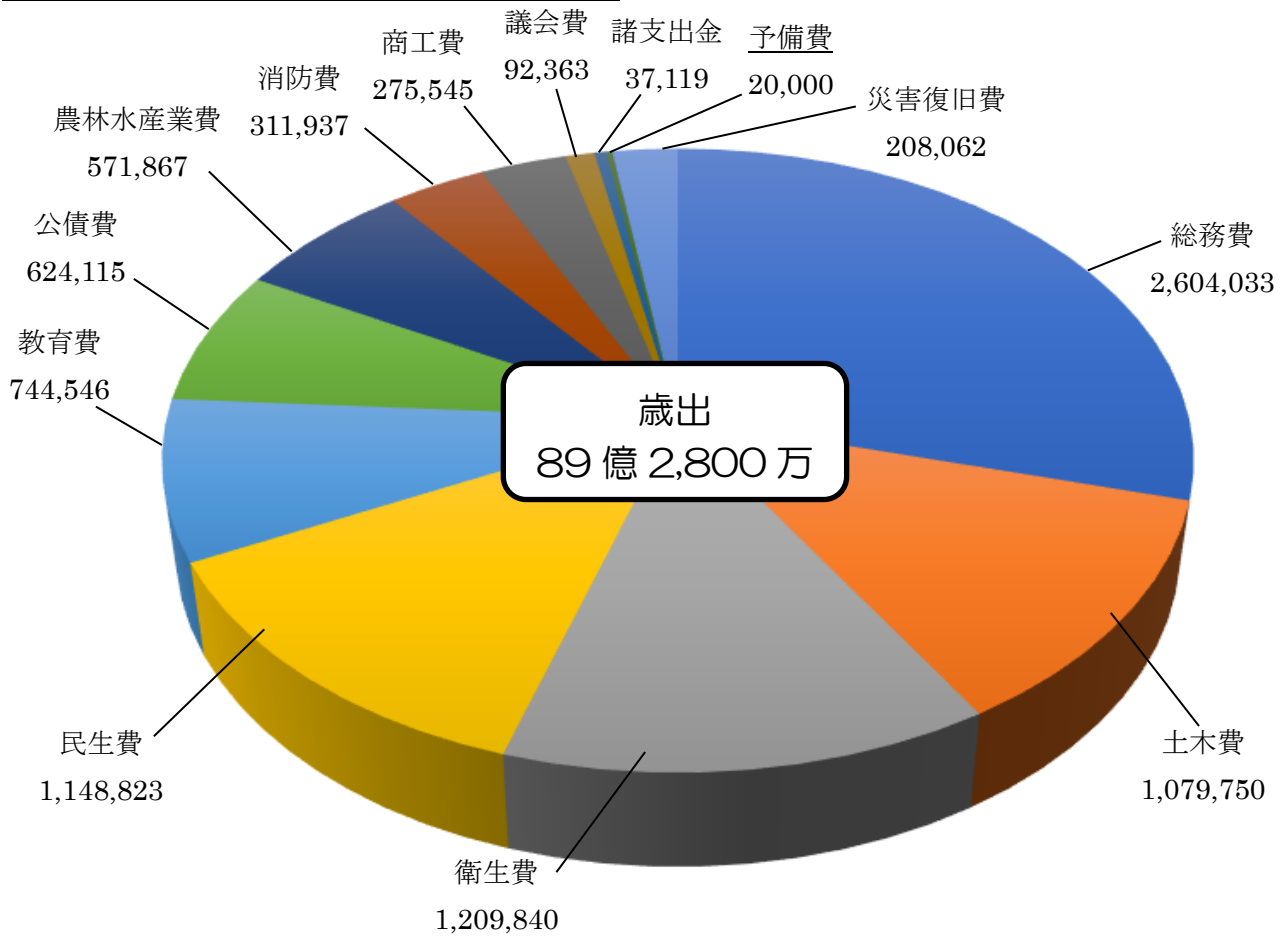
重点施策	具体の目標	女川町教育大綱 重点的取組との関連	具体の取組	短期(1～3年) 令和4～6年度		
				1年目 令和4年度	2年目 令和5年度	3年目 令和6年度
学びの土台づくり	挨拶・清掃・後始末ができる子供の育成 家庭や地域等との連携	重点的取組1 自立のための「みやぎの志教育」の推進 重点的取組8 家庭、地域、学校の信頼関係づくりの推進	女川っ子しぐさの活用	女川の教育を考える会 生徒指導部会による原案作成・試行的活用	令和版女川っ子しぐさの完成活用及び家庭配布 女川っ子しぐさの取組を情報発信(ホームページ・学校だより等)	→
			児童会・生徒会・家庭と連携した家庭生活の充実	学校だより等を活用し、家庭に対する女川っ子仕事やうみねこルール等の周知 うみねこルール・スーパーうみねこルールの実施状況・方法等の評価、改善	外部講師による女川っ子しぐさの内容に関連した教職員対象研修会の実施 対象:教職員 PTAと連携し、家庭における女川っ子仕事やうみねこルールの充実を図る。 児童会・生徒会によるルールの活性化(校内での取組・家庭への呼びかけ等) 毎月の達成状況調査(児童生徒対象)	
教員の教科指導力向上	指導力向上に向けた研修等の充実 校内研究の更なる充実	重点的取組2 子供の可能性を広げる確かな学力の育成 重点的取組7 教員の資質・能力の向上	小・中協働での授業改善、教科指導力向上に向けた取組	若手教員の研修・授業支援(指導主事・教育指導員等) 県内外の公開研究会の参加及び外部講師を招いての研修会の実施 秋田県東成瀬村への県外教育視察(4年間継続 R7まで) 乗り入れ指導(英・図・音)の実施(通年) 評価(成果と課題)年度末 町学力調査(標準学力調査:年2回)の実施 ・結果分析及び授業改善 小中連携した校内研究の充実 ・小中合同授業研究会	→	秋田県東成瀬村への県外教育視察 視察を生かした教育活動の展開及び成果の報告
			地域の社会資源を活用した女川生活実学等の充実	協働教育プラットフォーム事業の展開 ○学校支援 地域人材を外部講師に招いての教育活動支援等(職場体験・防災教育・キャリアセミナー・健康に関する特別授業等) 子どもの放課後居場所づくり ○女川放課後『楽校』特別講座 ○女川向学館による学習支援 女川向学館事業 ○キャリアサポート(女川商売塾等)	協働教育プラットフォーム事業に係る教育活動後にアンケートを実施し、児童生徒の満足度データを蓄積	
施設一体型小中一貫教育学校の	9年間を見通した女川生活実学	重点的取組1 自立のための「みやぎの志教育」の推進				

中期(4~6年)令和7~9年度 **長期(7~10年)令和10~13年度**

第1次評価	4年目 令和7年度	5年目 令和8年度	6年目 令和9年度	第2次評価	7年目 令和10年度	8年目 令和11年度	9年目 令和12年度	10年目 令和13年度	第3次評価
<p>女川っ子しぐさが身に付いている児童生徒の割合を50%とする。</p> <p>評価方法: 児童生徒・教職員・保護者アンケート 評価時期: 年度末</p>	令和版女川っ子しぐさの改訂			<p>女川っ子しぐさが身に付いている児童生徒の割合を70%とする。</p> <p>評価方法: 児童生徒・教職員・保護者アンケート 評価時期: 年度末</p>	女川中学校の卒業生から、女川っ子しぐさについての講話を聞く会を企画(女川っ子しぐさが大人になっても大切なものであることを先輩から学ぶ)				<p>女川っ子しぐさが身に付いている児童生徒の割合を80%とする。</p> <p>評価方法: 児童生徒・教職員・保護者アンケート 評価時期: 年度末</p>
<p>うみねこルール・スーパーうみねこルールの平均達成状況を以下のようにする。</p> <p>小学校: 90% 中学校: 60%</p> <p>評価方法: 児童生徒・保護者アンケート 評価時期: 年度末</p>	→			<p>うみねこルール・スーパーうみねこルールの平均達成状況を以下のようにする。</p> <p>小学校: 90% 中学校: 70%</p> <p>評価方法: 児童生徒・保護者アンケート 評価時期: 年度末</p>	→				<p>うみねこルール・スーパーうみねこルールの平均達成状況を以下のようにする。</p> <p>小学校: 90% 中学校: 70%</p> <p>評価方法: 児童生徒・保護者アンケート 評価時期: 年度末</p>
<p>全国学力・学習状況調査において全国平均正答率と同程度とする。</p> <p>評価方法: 調査結果 評価時期: 結果公表時</p>	自主公開研究会準備 自主公開研究会(予定) 自主公開の成果と課題の検証			<p>全国学力・学習状況調査において全国平均正答率をやや上回る。</p> <p>評価方法: 調査結果 評価時期: 結果公表時</p>	自主公開研究会準備 自主公開研究会(予定)				<p>全国学力・学習状況調査において全国平均正答率を上回る。</p> <p>評価方法: 調査結果 評価時期: 結果公表時</p>
<p>学習意欲についての意識調査で肯定的な回答を以下のようにする。</p> <p>小学校: 70% 中学校: 90%</p> <p>評価方法: 全国学調・県意識調査 評価時期: 結果公表時</p>	→			<p>学習意欲についての意識調査で肯定的な回答を以下のようにする。</p> <p>小学校: 80% 中学校: 90%</p> <p>評価方法: 全国学調・県意識調査 評価時期: 結果公表時</p>	→				<p>学習意欲についての意識調査で肯定的な回答を以下のようにする。</p> <p>小学校: 80% 中学校: 90%</p> <p>評価方法: 全国学調・県意識調査 評価時期: 結果公表時</p>
<p>将来の目標や夢をもっている問いの肯定的回答を75%以上とする。</p> <p>評価方法: 各学力調査・県意識調査 評価時期: 結果公表時</p>	→			<p>将来の目標や夢をもっている問いの肯定的回答を80%以上とする。</p> <p>評価方法: 各学力調査・県意識調査 評価時期: 結果公表時</p>	→				<p>将来の目標や夢をもっている問いの肯定的回答を85%以上とする。</p> <p>評価方法: 各学力調査・県意識調査 評価時期: 結果公表時</p>
<p>自己肯定感について肯定的な回答を60%以上とする。</p> <p>評価方法: 学力調査・県意識調査 評価時期: 結果公表時</p>	→			<p>自己肯定感について肯定的な回答を65%以上とする。</p> <p>評価方法: 学力調査・県意識調査 評価時期: 結果公表時</p>	→				<p>自己肯定感について肯定的な回答を70%以上とする。</p> <p>評価方法: 学力調査・県意識調査 評価時期: 結果公表時</p>

3 教育財政

(1) 一般会計歳出予算の概要（令和5年度）



(2) 令和5年度一般会計教育予算

教育費 744,546千円
 （一般会計の教育費の割合：8.3%）
 単位：千円

		本年度当初	前年度	比較
1 教育総務費	1 教育委員会費	2,257	2,272	△15
	2 事務局費	169,156	167,965	1,191
	3 心のケアハウス事業費	12,512	11,444	1,068
	4 町誌編さん費	0	3,336	△3,336
2 小学校費	1 学校管理費	31,291	28,288	3,003
	2 教育振興費	66,713	64,461	2,252
3 中学校費	1 学校管理費	38,262	34,359	3,903
	2 教育振興費	53,506	43,057	10,449
4 社会教育費	1 社会教育総務費	79,713	69,968	9,745

	2 文化財保護費	1,933	3,071	△1,138
	3 勤労青少年センター管理費	8,554	9,197	△643
	4 生涯学習センター管理費	25,061	22,800	2,261
5 保健体育費	1 保健体育総務費	28,055	28,312	△257
	2 体育施設管理費	169,051	114,510	54,541
	3 学校給食費	58,482	54,373	4,109
合	計	744,546	657,413	87,133

(3) 令和5年度一般会計教育予算主要事項

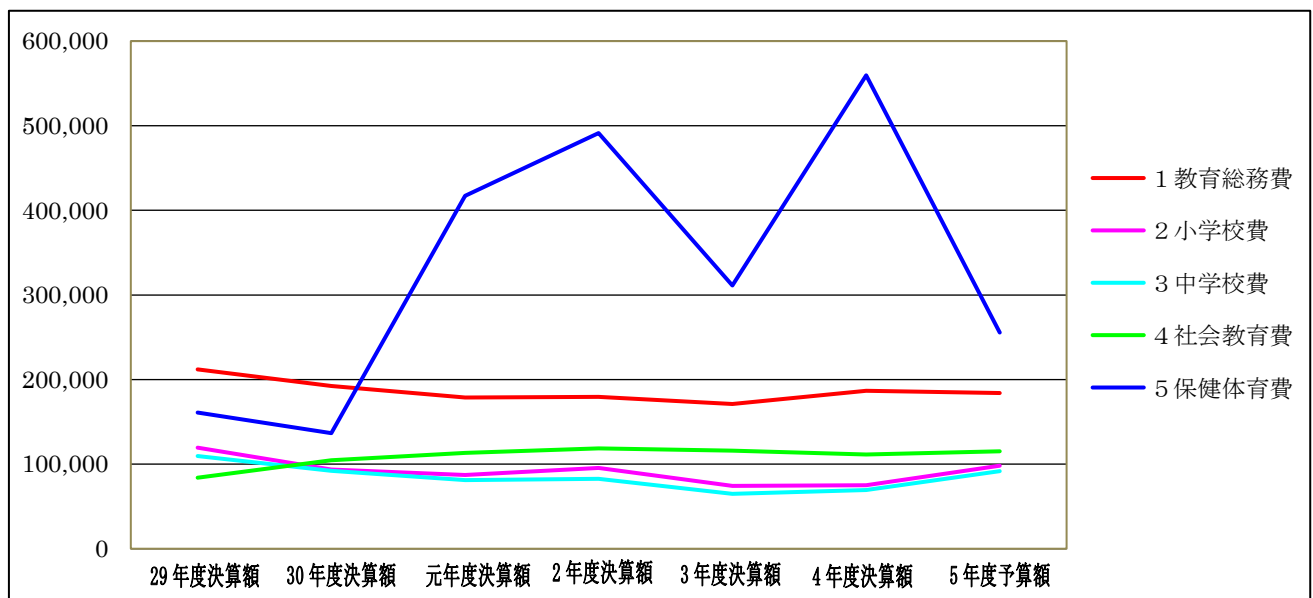
1	スクールソーシャルワーカー謝礼	1,500 千円
2	学力向上のための視察（秋田県東成瀬村：6名分）	96 千円
3	カタール国訪問旅費（8名分）	10,000 千円
4	電子申請フォーム作成手数料	748 千円
5	添乗員業務委託料（カタール国訪問に係る添乗等）	1,100 千円
6	被災児童生徒等学習支援業務委託料	20,939 千円
7	学習塾代等支援事業補助金	15,420 千円
8	高等学校等通学費等補助金	7,735 千円
9	私立幼稚園施設等利用負担金	2,973 千円
10	私立幼稚園補足給付事業補助金	162 千円
11	私立幼稚園施設型給付費負担金	1,122 千円
12	奨学資金貸付金	14,400 千円
13	心のケアハウス事業費	12,512 千円
14	学校システム運用管理業務委託費（小・中学校各 2,904 千円）	5,808 千円
15	ICT教育支援業務委託 （小学校 年 63 日：2,390 千円、中学校 年 32 日：1,195 千円）	3,585 千円
16	小・中学校外国語指導業務委託 （小学校 1 人：4,752 千円、中学校 1 人：4,752 千円）	9,504 千円
17	スクールバス運行事業 （小学校 3 台：25,613 千円、中学校 3 台（部活バス含）：23,215 千円）	48,828 千円
18	学習支援ソフト利用料 （小学校 4 教科：1,161 千円、中学校 6 教科：1,083 千円）	2,244 千円
19	教材用備品購入費 （小学校：4,003 千円、中学校：3,777 千円）	7,780 千円
20	教育振興補助金及び修学旅行等引率補助金 （小学校：1,057 千円、中学校：2,141 千円）	3,198 千円
21	基礎学力充実支援事業補助金 （小学校 60 名：128 千円、中学校 65 名：205 千円）	333 千円

22	被災児童生徒就学援助 (小学校 34名 : 3,009千円、中学校 29名 : 4,308千円 :)	7,317千円
23	体育・スポーツ及び文化振興報奨金・補助金	100千円
24	町民音楽会業務委託料	6,000千円
25	芸術鑑賞会業務委託料	2,330千円
26	図書購入費	3,000千円
27	各種団体運営補助金(6団体)	1,150千円
28	青少年国際交流推進事業助成金	3,000千円
29	プレミアリーグU-11チャンピオンシップ大会負担金	1,000千円
30	総合運動場及び女川スタジアム公園指定管理料	85,668千円
31	第二多目的運動場改修工事施工監理業務委託料	2,730千円
32	第二多目的運動場改修工事	65,000千円
33	体育施設備品購入費	10,000千円
34	学校給食費	58,482千円

(4) 教育財政の推移

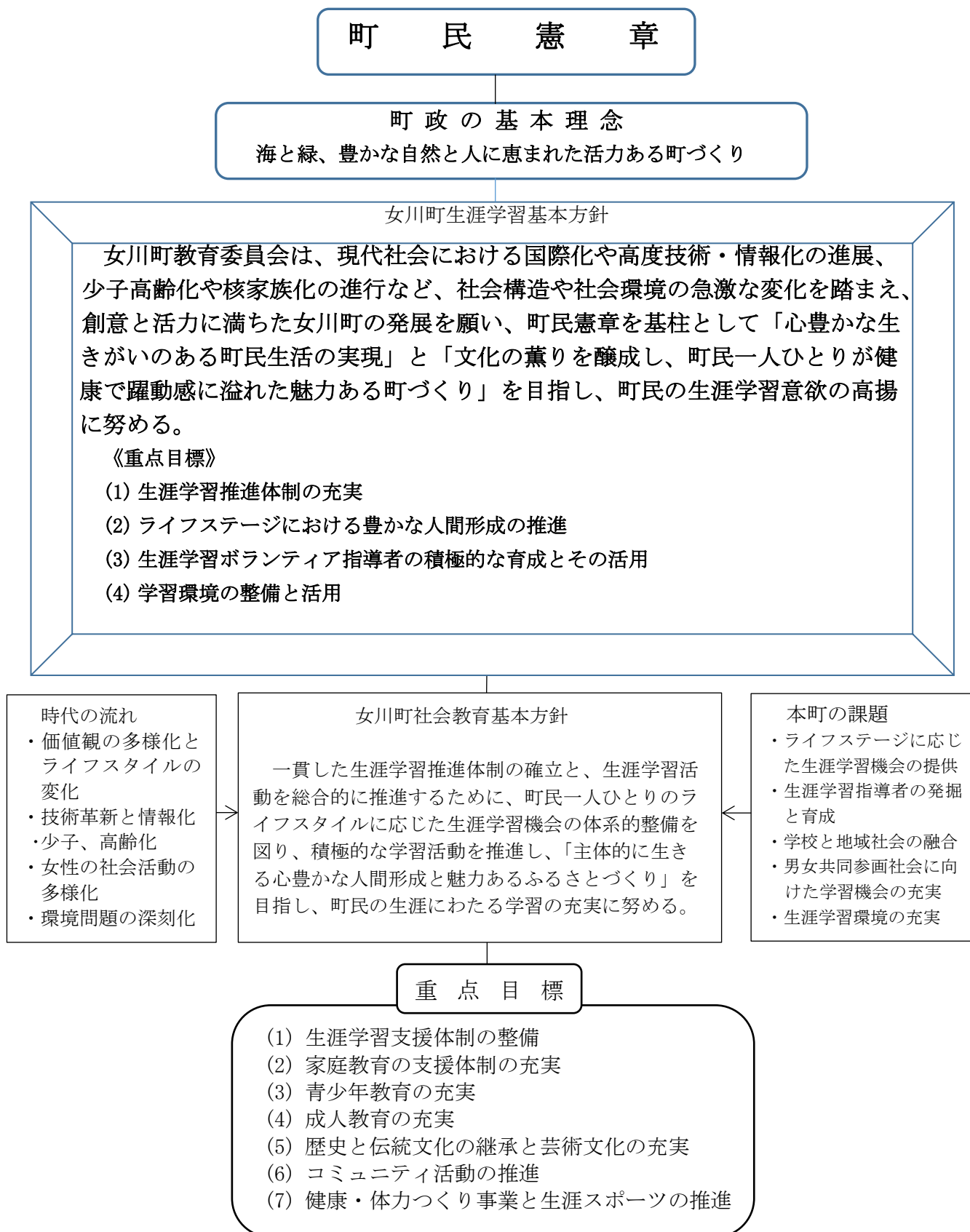
単位：千円

項目	29年度 決算額	30年度 決算額	元年度 決算額	2年度 決算額	3年度 決算額	4年度 決算額	本年度予算額 (当初)
1 教育総務費	211,963	192,256	178,821	179,414	171,065	186,784	183,925
2 小学校費	119,449	93,423	87,116	95,555	74,253	75,200	98,004
3 中学校費	109,529	91,936	81,209	82,760	64,855	69,230	91,768
4 社会教育費	83,938	104,408	113,079	118,594	116,082	111,226	115,261
5 保健体育費	160,893	136,594	417,058	491,140	311,254	559,570	255,588
計	685,772	618,617	877,283	967,463	737,509	1,002,010	744,546

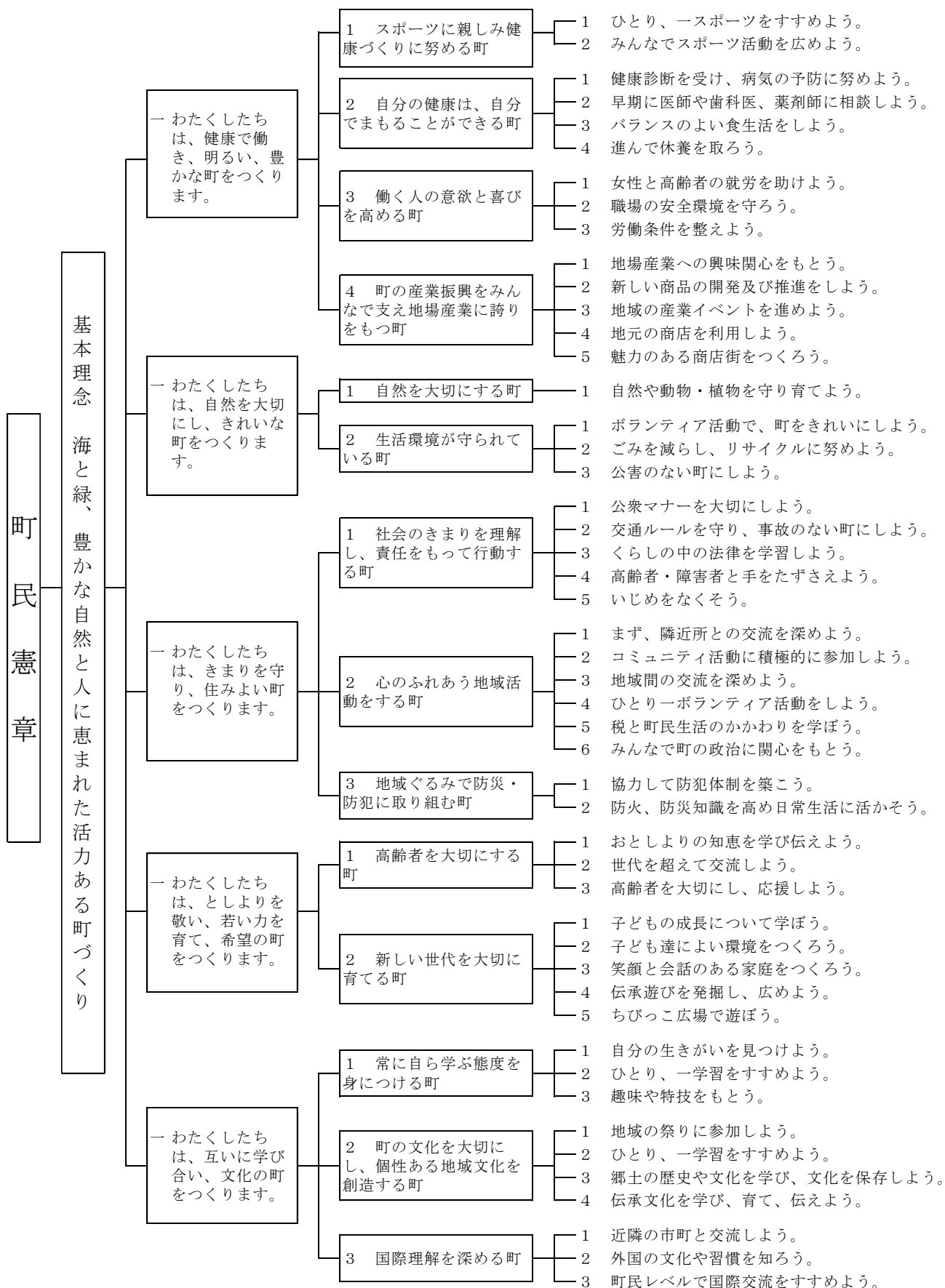


4 生涯学習

(1) 女川町生涯学習基本構想



(2) 町民憲章具現化指標



(3) 地域をつくる生涯学習・文化・芸術の推進

生涯学習は、町民自らが進んで積極的に学習することであり、絆を強くするものです。震災後それぞれの地域ごとに自治組織が活動をスタートし、新たなコミュニティが生まれました。町民が健康で文化的な生活を送り、地域の連携や絆の大切さを実感できるよう、世代を越えた交流と学び合いの生涯学習環境の実現を目指し、人づくり、生きがいくくり、地域づくり事業について積極的に取り組みます。

①生涯学習推進体制の充実

地区生涯学習推進員の活用と出前講座メニューの充実を図ります。

※出前講座の積極的な活用の推進

②協働教育プラットフォーム事業の推進

学校・家庭・地域・行政・産業界の連携した事業の展開を行います。

③読書活動の推進

毎月第3日曜日を『家庭の日・家読(うちどく)の日』とし、家族そろって読書する時間を設け、家族のコミュニケーションや絆を深めるための支援をします。

また、生涯学習センターの図書室(女川つながる図書館)では、さらなる物的整備を行い、読書環境の充実に努めます。

これらの活動を令和2年度に策定した「第三次女川町子供読書活動推進計画」に基づき、家庭・地域、保育所、小学校、中学校と連携しながら進めます。

※図書まつり・多読賞表彰事業・図書館だより・おはなし会・子供司書養成講座・6か月児、1歳児、3歳児健診時のよみきかせ講話、また、地域医療センター内の病児・病後児保育室「じょっこおながわ」で女川つながる図書館の利用を促していきます。



子供司書養成講座の様子

④心豊かな文化芸術の推進

香り高い文化・芸術活動の振興を図ることを目的に、町民文化祭や芸術作品展を開催し、文化の創造を実施できる環境づくりを行っていきます。また、芸術鑑賞会や町民音楽祭を開催し、芸能や音楽に触れあう機会を提供します。

※町民文化祭・巡回小劇場・芸術鑑賞会・町民音楽祭

⑤文化財保護とその活用

有形文化財の独国和尚関連遺跡遺物等や無形文化財である江島法印神楽の保護や保存に努めるとともに、自分たちが住んでいる地域の暮らしや文化を守り、大切に伝承していくとともに、学習する場の提供を図ります。

※江島法印神楽保存・文化財パトロール・遺跡整備事業・鳴り砂を守る会活動支援



江島法印神楽

(4) 学校、家庭、地域、行政が連携・協働した教育の推進

未来を切り拓いていく子供たちを育成していくためには、学校、家庭、地域、行政それぞれが教育において果たす役割と責任を自覚し、連携を図りながら、子供たちを育てる環境を作っていくことが重要です。学校と地域をつなぐ継続的な体制を構築し、学校、家庭、地域、行政、産業界等との連携・協働による教育活動を推進します。

①青少年・成人教育の充実

青少年健全育成のために、社会的・自然的体験活動を企画し、自ら有用感を味わい自己成長へとつなげるよう推進します。また異年齢集団との活動を通じ、自己形成が確立できるよう事業の充実を図ります。

成人教育は、町民のニーズを捉え、関係機関と連携協力し事業を実施します。

※ジュニア・リーダー研修会（初級・中級・上級・石巻管内技術交流）



ジュニアリーダー研修会の様子

②協働教育プラットフォーム事業の実施

家庭・地域・学校が相互に連携・協働し、家庭・地域の教育力の向上を図り、地域全体で子供を育てる体制の整備を図るとともに、生涯学習に向けた多様な学び場やレクリエーションの場づくりを社会教育施設や集会所をはじめ地域で推進することにより、学びを通じた地域コミュニティを図るものです。

※学校支援活動：学校講師派遣・潮活動

家庭教育支援活動：おかあさん学級・子育てママ・パパ応援講座家庭教育学級・親子アドベンチャークラブ

地域活動：まなびっこ・親子餅つき大会・インリーダー研修会

放課後子供教室：スポーツ教室・レクリエーション教室・各種体験教室

③地域における家庭教育支援

女川町子育て支援センターや保育所等の関係機関との連携を強化し、安心して子育てができる住みよい環境を目指し、学びの場の提供を図ります。

※各種出前講座による支援

(5) 生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の充実

総合運動場等を有効活用し、町民の生涯スポーツの参加意識の高揚に努め、健康・体力づくりと地域連帯感の構築とスポーツの日常化を推進するため、誰もがスポーツを楽しめるよう、スポーツ環境の充実と整備を図り、いつまでも健康で明るく活力に満ちた生活を送ることが出来るよう、生涯スポーツ社会の実現に努めます。

また、女川町スポーツ協会や女川町スポーツ少年団本部等と連携し、指導者及び競技スポーツ選手の育成にも力を入れながら、継続的に指導・強化を図ります。

①体力づくり、スポーツに親しむ環境づくり

町民のニーズを的確に捉え、人生各期におけるスポーツ・レクリエーションプログラムを提供します。

また、ファミリースポーツの日、みんなのスポーツフェスティバル、町民運動会、トレーニング講習会、ヨガ教室などの事業を実施し、体力づくり運動を推進します。

②生涯スポーツの日常化

「だれでも、どこでも、いつでも」気軽にスポーツを楽しむことを目的に、町民の誰もが身近で気軽にスポーツを楽しむ機会の充実に取り組み、コミュニティスポーツの普及を図ります。

また、行政区集会所等へ出向きスポーツ教室や体力づくり事業を併せて推進し、地域における生涯スポーツの日常化を支援します。

③体育・スポーツ施設設備の充実

体育・スポーツ施設設備では、第二多目的運動場、野球場を改修し、指定管理者と連携協力しながら生涯スポーツの充実を図ります。

また、学校体育施設設備開放事業の実施により、町内スポーツ団体の活動の充実も図ります。



5 学校教育

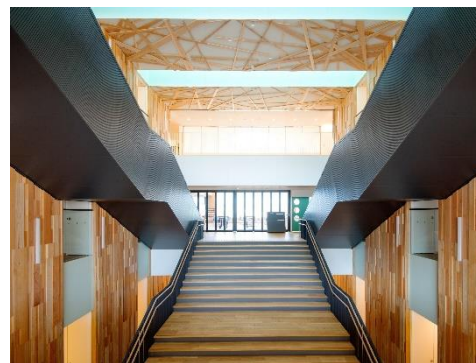
(1) 女川町の小・中学校

女川町では、少子高齢化が加速度的に進んでいる状況を踏まえ、学校再編を進め、平成 22 年 4 月に小学校 5 校、中学校 3 校、計 8 校から、小学校 3 校、中学校 2 校、計 5 校に再編しました。

その後、東日本大震災により、町内の大半の市街地、離半島部の集落が被災し、特に、町中心部が津波により壊滅的な被害を受けました。小・中各 1 校を除き、現地での学校再開が困難であったため、小学校 3 校は女川二小（当時）、中学校 2 校は女川一中（当時）の施設に集約しました。

こうした中、平成 24 年度、「女川の教育を考える会」を設置し、小・中学校の将来のあるべき姿等について議論を重ね、平成 25 年度から、小学校 1 校、中学校 1 校とし、新しい小・中学校としてスタートすることが提言されました。本提言を受け、学校再編を行い、平成 25 年 4 月 1 日から女川小学校及び女川中学校の小・中 1 校ずつの体制になっています。また、平成 30 年度から連携型の小中一貫教育をスタートさせ、小学校、中学校の教育課程を大切にしながら、無理なく連携し取り組めることを実践してきました。令和 2 年 7 月に、待望の施設一体型小中一貫教育学校が完成し、令和 3 年 4 月から校長 1 人体制の施設一体型の小中一貫教育が本格的にスタートしました。

現在、施設一体型小中一貫教育学校における教育活動も 3 年目を迎え、小・中学校 9 年間を見通した教育活動の充実を図っています。



校舎のシンボルである
中央階段「学校の幹」

(2) 学級数・児童生徒数

女川小・中学校の学級数・児童生徒数は、令和5年5月1日現在、下表のとおりです。

	小学校								中学校				
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特別支援	計	1年	2年	3年	特別支援	計
学級数	1	2	2	1	1	1	2	10	1	1	1	3	6
児童生徒	34	42	38	28	31	34	7	214	27	36	31	7	101

(3) 教職員数

女川小・中学校の教職員数は、令和5年5月1日現在、下表のとおりです。東日本大震災により生じている諸課題への対応に必要な教育復興加配教員を措置いただくとともに、町費による補助教員等の配置により、きめ細かな指導体制の充実を図っています。

学校種	校長	教頭	主幹教諭	主幹養護教諭	教諭・講師	養護教諭	栄養教諭	事務職員	用務員	非常勤講師	補助教員	A L T	補助員	補助員	S C	S S W	左記計
小学校	1	1	0	1	13	0	0	1	0	2	4	1	2	1	1	1	28
中学校		1	1	0	12	2	1	1	1	2	2	1	1	1	1		29

(4) 東日本大震災による被災と教育環境の復旧・復興

女川町には、東日本大震災前、小学校3校、中学校2校がありましたが、津波による被害は免れたものの、地震により全校が被害を受けました。また、離島の出島にあった小・中学校については、全島避難になったため、学校としての機能を果たしえない状況になりました。日頃から危機意識をもっていたため、多くの児童生徒は無事でしたが、学校の管理下外とはいえ、4名の尊い児童生徒の命が失われました。このことは決して忘れてはならないことであり、後世に伝えていかなければならないことと認識しています。

当時の女川町の教職員は、校長・教頭の指揮の下、避難所運営を献身的に行うとともに子供たちの安全確保に全力で取り組みました。子供たちも率先して避難所でのボランティア活動を行うなど、自分たちができることを考え、行動に移す姿が見られました。そのような子供たちの姿が町全体の復興に向けた原動力となりました。

しかしながら、東日本大震災で親や身内が被災したことにより、精神的、経済的に大きな影響を受けた子供たちもいました。子供たちが就学困難な状況に陥ることなく、被災の影響により学習面や生活面の支障が生じないように、家庭・学校・地域社会が一体となって取り組んでいくことが現在も求められています。現在に至るまで、物資や義援金はもとよ

女川は流されたのではない
新しい女川に生まれ変わるんだ
人々は負けずに待ち続ける
新しい女川に住む喜びを感じるために

当時の小学校第6学年児童が綴った詩



「女川いのちの石碑」

り、交流活動等を含め、国内外から心温まる支援を数多くいただきました。本町においては、こうした支援を子供たちの教育環境の復旧・復興にしっかりと活用させていただくとともに、新校舎の建設やスクールバスの運行、被災した児童生徒等の就学支援を行うなど、安全・安心な教育環境を整備しました。

(5) 施設一体型小中一貫教育学校

女川町では、復興まちづくりの方針の中で、新たなコミュニティ形成を確実なものにするため、町の中心（町の「へそ」）に「町の核」となる小・中学校を配置する計画を掲げました。

これを受け、教育委員会において、基本的な考え方として3つの視点を掲げ、町民の代表者、有識者等に参加いただいた女川町学校施設町民会議や公募によるワークショップを開催するなど、多くの方から御意見等を頂戴するように心がけ、施設整備の基になる基本計画を策定しました。

この基本計画を基に基本設計・実施設計を進め、町の復興の要として、「おらほの町の自慢の学校」といわれるような魅力にあふれ、「町の核」となる小・中学校の整備を進めました。

国の復興交付金の活用、そして中東カタール国からの御支援をいただき、建設工事は、平成31年1月にスタートしました。コロナ禍の中、工事関係者の御尽力により、予定どおり令和2年7月に完成しました。同年8月23日に落成式を行い、施設一体型小中一貫教育学校がスタートしました。

校舎は、小学校と中学校の普通教室を東西のウイングに振り分け、中央には昇降口から続く大きな階段と「学校の幹」と呼ばれる吹き抜けを設けております。また、大小2つの体育館、メディアセンター、ランチルーム、屋上プール、人工芝グラウンド等々、全国に誇れる施設となりました。

このようなすばらしい施設の中で、女川独自の小中一貫教育を展開しています。



新校舎落成式



女川小・中学校 校舎全景

(6) 学校教育の充実のための取組

女川町では、学校教育の充実のため、現場中心で様々な取組を行っているところです。ここでは、児童生徒の学力向上、体力向上等の取組の一端を紹介します。（各学校の取組は、p25～26の小中一貫教育「女川プラン」・学校経営全体構想参照）

①学力向上

女川町では、少人数指導やT・T（ティーム・ティーチング）指導等による個に応じたきめ細かい指導を大切にしながら、読書習慣の形成、家庭学習の工夫、放課後及び長期休業中の補充学習の充実を図ることにより、児童生徒一人一人の基礎的・基本的な知識・技能の定着を図るとともに、学んだことを基に、主体的に考え、判断し、課題を解決する力の育成に取り組んでいます。

また、小・中学校それぞれにALT（外国語指導助手）をフルタイムで配置し、小学校第1・2学年においても外国語に親しむ活動を行うなど、外国語教育、国際理解教育の充実に努めています。

さらに、年間を通じて外部講師による教職員研修会や県外教育視察（秋田県東成瀬村）、近隣の小・中学校への授業視察、小・中学校合同授業研究会、校内研究等により、教員の教科指導力向上に取り組んでいます。



外国語の学習でALTを活用

②体力向上

震災発生後、スクールバスによる通学や遊び場の確保が難しい状況が見られましたが、現在は児童生徒は基本的に徒歩での登下校を行っています。また、スクールバスを利用している児童生徒においても、バスの発着所を駅前に設定し、発着所から学校まで歩く機会を設けています。

毎年実施している体力・運動能力テストの結果を分析すると、全国平均値を下回る種目がいくつか見られました。そこで、小学校では年間を通じて業前マラソンを行ったり、県が主催しているWeb運動広場（なわ跳び・マラソン）に参加したりするとともに、休み時間や放課後の外遊びを促し、子供たちに体を動かすことの楽しさや心地よさを感じさせ、運動に親しむ態度の育成を図っています。中学校では、部活動や体育の授業等で運動を行う際に、生徒の体力面での課題を改善するための補強運動を積極的に取り入れるとともに、生徒自身が自己の体力に合った目標を設定して運動に取り組めるようにしています。

体力の向上は健康的な生活習慣や望ましい食生活との関連が深いことから栄養教諭や養護教諭が中心となって食育や健康教育の充実も図っています。

③小中一貫教育の推進

施設一体型小中一貫教育学校のよさを最大限に生かすために、小中一貫教育「女川プラン」を策定し、9年間を見通した教育活動を行っています。具体的な取組として、小学校の授業において中学校教員による「乗り入れ指導」を行い、専門性を生かした学習活動の充実を図っています。また、児童生徒が中心となって自治的な活動を行う児童会や生徒会の活動では小・中合同でのあいさつ運動を行っています。学習活動や児童会・生徒会活動の他にも避難訓練や合同文化祭といった学校行事においても小・中学校が合同で行うことで、児童生徒が日常的に交流していけるような環境づくりに努めていきます。



中学校教員が小学校で授業を行う

「乗り入れ授業」

④基本的な生活習慣の定着

東日本大震災による生活環境の変化の影響が残る中、子供たちの基本的な生活習慣が十分に身に付いていない状況が見られます。

小・中学校では児童生徒の実態を踏まえ、9年間に渡って家庭と連携して取り組むべき内容を話し合い、「女川っ子作法」を作成しました。現在は「女川っ子作法」の中の「女川っ子仕草（しぐさ）」に重点を絞って取り組んでいます。

また、児童生徒が自分たちで生活をよりよくしていこうとする態度を身に付けるために、児童会を中心に「うみねこルール」を作成しました。毎週水曜日はノーゲーム・ノースマホの日にするといったルールを決めています。生徒会でも「スーパーうみねこルール」として、10時30分以降はスマートフォンを使ったりゲームをしたりしない等のルールを定め、毎月、達成状況を確認し改善に向けて取り組んでいます。



「女川っ子」仕草(しぐさ)

⑤心のケアの充実

東日本大震災を直接経験していない児童生徒が増えているものの、被災後の大きく変化した生活環境下で乳幼児期を過ごした児童生徒の心の状態を丁寧に見取り、適切な支援を行うことは重要であり、児童生徒の実態を関係者間で共有するとともに、支援体制の整備を進めてきました。

女川町では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置、教育復興加配教員の活用を通して心のケアの充実を図っており、さらには、校内に「ほっとルーム・そよかぜ（学び支援教室）」を設置し、「女川町子どもの心のケアハウス」、「女川向学館」、「おながわ放課後楽校」が連携し、児童生徒の居場所づくりを通じた心のケアや保護者への支援も行っています。

これらの取組を児童生徒や保護者に広く伝え、支援を受けたい児童生徒等が自分に合った支援を選択できるよう、周知活動も継続して行っています。

また、小・中学校では児童生徒の心の状態を把握するため、学校生活に対する適応感を客観的に把握するためのアンケート調査を行っています。アンケートの結果を踏まえ、支援が必要であると思われる児童生徒に対しては個別に面談を行うなど、積極的な生徒指導を行っています。



おながわ放課後楽校での様子

⑥いじめの防止等

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、決して許されない行為です。しかしながら、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものであるということも理解しておく必要があります。

現在、女川町では重大かつ長期的ないじめ事案はないものの、家庭や関係機関等と連携し、いじめの未然防止に向けた取組を引き続き進めていきます。

学校においては、従来、日常的な児童生徒の様子や教職員間での情報共有や定期的なアンケートの実施等により、いじめの状況把握や初期段階での対応等を行い、いじめの防止等に努めてい

るところです。平成 26 年度「女川町いじめ防止基本方針」を策定するとともに、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察等を構成員とする「女川町いじめ問題対策連絡協議会」、重大事態が生じた場合の調査等を行う「女川町いじめ問題対策調査委員会」を設置しました。こうした取組により、いじめの防止等の取組の一層の充実に努めています。

⑦特別支援教育

宮城県では、「障害の有無によらず、全ての児童生徒の心豊かな生活と共生社会の実現を目指し、柔軟で連続性のある多様な学びの場の中で、一人一人の様々な教育的ニーズに応じたきめ細かな教育を展開する」ことを特別支援教育将来構想実施計画の基本理念として掲げているところです。女川町教育大綱（女川町教育振興基本計画）においても施策の基本方向に「一人一人の子供の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進」を位置付けています。

具体的な取組として、特別支援教育を総合的に推進するため、特別支援教育連携協議会並びに特別支援教育コーディネーター連絡協議会（保健師、保育士、小・中学校教諭、特別支援学校地域支援担当教諭で構成）において障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための適切な指導や支援等について検討し、保護者等に対して障害についての理解や関係職員の資質向上を図るための研修会等を行い、障害のある幼児児童生徒に対しての支援体制の構築に努めています。

また、生徒間交流や適切な支援体制構築に向けて、宮城県立特別支援学校女川高等学園や宮城県石巻支援学校との連携を密にしていきます。

⑧女川向学館との協働

学校教育の充実に資するため、多様な主体との協働も重要です。認定特定非営利活動法人カタリバは震災直後より約 10 年間、女川町において子供たちへの学習支援、心のケアを行ってきました。

令和 4 年度からは「女川向学館」の運営を一般社団法人まちとこが担うことになり、女川町の子供たちの学習支援や心のケア等を行っています。5 月 1 日現在、約 150 名の児童、生徒が女川向学館の利用登録をしています。女川向学館では、放課後の「学び場」と「居場所」を提供し、心のケアとともに、AI 型教材やタブレット端末を活用した学習支援等の取組により、学習意欲の向上や学習内容の定着を図っています。さらに、学校の教育活動にも直接加わり、授業支援を行う等、教職員が子供たち一人一人に寄り添う体制の構築や学校における心のケアの充実に貢献しています。



女川向学館による学習支援の様子

令和5年度 小中一貫教育「女川プラン」

施設一体型小中一貫教育学校
女川町立女川小学校・女川中学校

1 ねらい

- (1) 義務教育9年間を通じた教育課程を編成し、連続性をより高め、系統的な教育を通して女川町が目指す子供の姿の具現化を図る。
- (2) 小・中学校教員の連携した指導により、児童生徒の豊かな心の育成及び学力・体力の一層の向上並びに品格の練磨を図る。

女川町目指す子供の姿
志をもって、未来と切り拓いていく子供

(1) 学習指導

①乗り入れ指導

小学校中学年以上に対し、中学校教員が専門性を生かした授業を展開する。

→理科、英語(外国語活動)、音楽等

②T・T指導、少人数指導

児童生徒の実態に応じ、指導形態を工夫する。また、特別支援学級の合同行事において、小・中学校の教員が協力して指導にあたる。

③ICT機器の活用

児童生徒の発達段階に応じ、学習効果を一層高めるといった目的のもと、ICT機器を積極的に活用する。

(4) 生徒指導

①礼儀作法・挨拶

「女川っ子仕草」に基づいた礼儀作法指導を徹底し、内容も適宜見直しを図る。

児童会と生徒会の連携による「あいさつ運動」の一層の充実を図る。

②いじめ・不登校の未然防止・早期対応

小中生徒指導部の連携によるアンケート調査を実施(年4回)し、共通理解・共通行動を図る。

③ネット・スマホ安全教室

- ・小学3年：初級
- ・小学5年：中級
- ・中学1年：上級

*外部講師の活用。小学校は、児童及び保護者対象

(2) 女川生活実学-【総合的な学習の時間との関連】

①防災学習-【みやぎの志教育との関連】

- ・小学3年「防災グッズ作り」
- ・小学4年「災害時の道具作り」
- ・小学5年「火起こし炊き出し」
- ・小学6年「非常食の調理実習」
- ・中学1年「まるこ山防災教室・非常食のサバイバル飯実習」
- ・中学2年「まるこ山防災教室・救急救命法」
- ・中学3年「まるこ山防災教室・ボランティアセンターの運営訓練」

②協働教育-【みやぎの志教育との関連】

- ・中学校：「潮活動」(潮騒太鼓他 全9コース)
- ・小学校：伝統文化継承活動
4年「江島法印神楽」5年「さざなみ太鼓」

③職場体験学習-【みやぎの志教育との関連】

- ・小学6年 「キャリアセミナー」
「職場体験学習1(職業ミニ体験 in 女川)」
(「シーパルピア女川&ハマテラス」)
- ・小学5・6年 「職場体験学習2」
及び中学生 (課外授業「女川商売塾」町商工会、向学館との連携事業)
- ・中学1年 「職場体験学習3」
- ・中学2年 「職場体験学習4」

④立志の会-【みやぎの志教育との関連】

- ・中学2年生による「私の志」発表及び記念講演
- ・小学5、6年児童の見学

⑤校外学習・修学旅行-【みやぎの志教育との関連】

- ・小学4年「PRセンター」・中学1年「松島野活」
- ・小学5年「花山野活」・中学2年「仙台研修」
- ・小学6年「修学旅行」・中学3年「修学旅行」

(5) 合同・連携行事

①小中合同引渡訓練・下校時避難訓練等

災害時、安全且つ迅速に児童生徒を保護者に引き渡せるよう、合同の引渡訓練を実施する。また、下校時の児童生徒の安全を確保する訓練を実施する。

②小中合同文化祭の開催

児童会と生徒会が連携し、共に文化祭を創り上げようとする機運を高める。小・中学生が共演する場や相互鑑賞の場を設ける。

③部活動に関連する各種取組

部活動体験、中総体激励会参加、壮行試合等

④小中合同職員会議、合同校務会等の開催

小・中学校の教員同士で情報を共有し、意思統一を図る。

⑤「女川みなとまつり」等への協力と奉仕活動

鼓笛隊、吹奏楽部の参加 ゴミ拾いボランティア

(3) 教育諸活動

①女川向学館との連携

授業、放課後、長期休業中の学習支援及びキュービナの活用等

②おながわ放課後楽校

生涯学習係等との連携による放課後の居場所づくり

③校内研究主題の統一

小・中学校共通の校内研究主題を設定し、課題を共有しながら推進する。

④合同教科部会、授業研ウィーク

9年間を見通した指導計画の検討、相互授業参観

⑤異校種・異学年交流

ピア・サポートの理念を踏まえ、小・中学生が交流する活動(縦割活動、合同集会等)を推進する。

(6) 健康づくり

①「スマイルタイム」

小・中学校共通の保健指導資料の活用と9年間を貫く健康教育の推進

②家庭生活の充実

【女川プロジェクト】

ゲーム機、スマホ等、家庭学習に関して、児童会と生徒会が連携してルールを設定し、基本的な生活習慣及び家庭学習習慣を定着させる。

③健康まつり

小学校で行う健康まつりに中学生が参加・協力する。

令和5年度 学校経営全体構想

施設一体型小中一貫教育学校
女川町立女川小学校・女川中学校

学校経営の基本方針

- ・関連する法令、第2期宮城県教育振興基本計画、町の教育大綱等を踏まえ、小学校6年間、中学校3年間のそれぞれのよさを生かしながら、義務教育9年間を見通した教育課程を編成し、女川町が目指す子供の姿の具現化を図る。
- ・町中心部に立地した施設一体型小中一貫教育学校の利点を生かし、学校・家庭・地域が連携・協働しながら、児童生徒一人一人が輝く学校づくりを推進する。

学校教育目標

命輝かせて女川を愛し 志をもって未来を創る 心豊かでたくましい児童生徒の育成

目指す児童生徒像

【小学校】		【中学校】
〈確かな学力〉 進んで学ぶ児童	: 勉強いっぱい	磨錬: 志高く 夢に向かって努力を続ける生徒
〈豊かな心〉 思いやりのある児童	: 笑顔いっぱい	慈愛: 自他の生命を慈しみ 共に高め合う生徒
〈健やかな体〉 たくましい児童	: 元気いっぱい	鍛錬: 心身を鍛え 粘り強くやり抜く生徒
〈美しい品格〉 気高い児童	: 真心いっぱい	典雅: 凜とした佇まいで 美しく振る舞う生徒

目指す教師像

- 児童生徒と真剣に向き合う教師
- 豊かな人間性を備えた教師
- 研鑽に励み、向上心のある教師
- 児童生徒、保護者、地域から信頼される教師

学校経営方針

- 学校の主役は児童生徒である。児童生徒の生きる力を育み、児童生徒にとっての魅力ある学校を具現化するために、全職員の英知を結集し、活力ある教育活動を展開する。
- 義務教育9年間を見通した教育課程を編成し、連続性をより高め、系統的な教育を通じて女川町を目指す子供の姿に迫る。
 - 児童生徒の命を大切にする心情を高め、その居場所となる安全・安心な学校づくりに努める。
 - 児童生徒一人一人に基礎的・基本的な知識・技能を習得させながら、主体的・対話的で深く学ぶことの意義に気付かせ、豊かな心と志をもって未来を切り拓くための基盤形成に努める。
 - 生涯にわたり健康でたくましく生きるための体づくりと体力向上の推進に努める。
 - 特別支援教育の理念を踏まえ、児童生徒一人一人の教育的ニーズの把握と適切な支援・指導の推進に努める。
 - 女川町の歴史・伝統・文化を尊重し、協働教育の推進を通じた開かれた学校づくりと教育環境整備に努める。
 - 町内保育所等との連携を十分に図り、「みやぎの学ぶ土台づくり」を共に推進する。

学校経営の8つの重点

- | | |
|-----------|---|
| 1 安全・安心 | 安全・安心な環境を整える実践力の育成と環境整備 |
| 2 みやぎの志教育 | 夢をもち、目標の達成に向かって主体的に活動できる機会と場の設定 |
| 3 学力向上 | 基礎的・基本的な知識・技能の定着と自ら考え判断する能力の育成に向けた学習指導の工夫 |
| 4 豊かな心 | 自己有用感を高め、思いやりの心を育む教育活動の実践 |
| 5 体力向上 | 健康な体づくりと体力・運動能力を高める指導等の推進 |
| 6 特別支援教育 | 教育的ニーズのある児童生徒の把握と個に応じた支援・指導の工夫 |
| 7 信頼される学校 | 教職員の資質向上と義務教育9年間を見通した教育課程による学校づくりの推進 |
| 8 協働教育の推進 | 関連団体・機関との積極的な連携を図る教育活動の推進 |

(参考) 女川町の主な文化財

令和5年3月現在

No.	種別	名称	員数	内容	所在地	所有者	備考	現在の状態
1	国指定	天然記念物 陸前江島ウミネコ 及びウトウ繁殖地	2島	うみねこ・ウトウの繁殖地で繁殖期は5月から7月繁殖地としては南限とされている	女川町江島 字荒藪小島・字足島	旧国有地 漁協	S9. 1. 22 (指定) S33. 5. 14 (追指定)	R4. 5文化財パトロール実施、島の地盤沈下は見られるが、繁殖地としては異常なし
2	県指定	天然記念物 球状斑れい岩	1島	笠貝島北西部に見られる岩石国内でも十数例しか確認されていない希少なものの	女川町江島字 笠貝島	漁協	S44. 8. 29 (指定)	地盤沈下のため上陸できず目視による確認のみ特に異常は認められない
3	県指定	無形民俗文化財 江島法印神楽		江島、久須師神社の祭りで奉納される神楽登米地方の神楽を継承	江島法印神楽 保存会	同左	S46. 3. 2 (指定)	被災なし
4	町指定	天然記念物 塚浜のタブノキ	1本	三陸海岸を生育北限とする暖地性の常緑喬木北限のものとしては極めて大きい	女川町塚浜字 塚浜	私有地	S54. 4. 1 (指定)	津波被害なし(石垣は地震のため破損)
5	町指定	天然記念物 塚浜のヒサカキ	1本	ヒサカキの中でも北限のものとしては大変貴重なもの。特に塚浜のものは大木の部類にはいる。	女川町塚浜字 塚浜	私有地	S54. 4. 1 (指定)	津波被害なし(石垣は地震のため破損)
6	町指定	天然記念物 三十三観音道 大杉	1本	胸高径2m近くで、日本海側に多い杉と同一と思われる太平洋側で見られるのは極めて珍しい	女川町女川字女 川(通称女川山地 内)	共有地	S54. 4. 1 (指定)	津波・地震被害なし
7	町指定	有形文化財 木造・三十三観音	33体	延享元年頃(1744年)から、横浦元大肝入木村家に伝わる観世音菩薩像		個人	S57. 2. 26 (指定)	津波被害はなし 所有者保管
8	町指定	有形文化財 横浦木村家文書	約 200冊	同上木村家に伝わる古文書寛永18年頃から明治3年頃まで(1641年～1870年)		個人	S57. 2. 26 (指定)	奈良県文化財研究所にて塩抜き修復作業後、所有者へ返還、その後、東北大学(佐藤准教授預かり)で保管
9	町指定	有形文化財 石浜遠藤家 古文書	1冊	「石浜遠藤家に伝わる古文書」寛政12年頃から嘉永7年までの出来事をつづつた「萬ふしぎの事控覚帳」(通称・勇蔵日記)(1800年～1854年)		個人	S57. 2. 26 (指定)	被災なし 所有者保管
10	町指定	有形文化財 木造三尊厨子	1基	厨子の中には梵字で歡喜自在天、扉の右に軍荼利明王、左に十一面観音が貼り付けてある江戸時代中期から後期の作と言われている		個人	H13. 8. 1 (指定)	被災なし 所有者保管
11	町指定	有形文化財 三十三観音碑	32碑	文政7年に独国和尚が建立した33体の観音像石碑	女川町女川字女川 (通称女川山地内)		H22. 1. 6 (指定)	地震により十二番観音碑不明となるが、令和元年6月に発見された
12	町指定	有形文化財 補蛇閣内部	5基 1枚 1口	①独国和尚墓碑②三十三番観音碑③子孫長久一尊像碑④⑤五穀豊穡・天下泰平祈願碑木額、鰐口	女川町女川字女川		H22. 1. 6 (指定)	R3.3指定文化財保存展示施設として再建され、石碑は立て直され木額・鰐口も保管されている。
13	町指定	有形文化財 金毘羅大権現碑	1基	金毘羅は「海難」「雨乞い」の守護神とされ、女川村民の航海安全を祈願して文政8年に建立したものの			H22. 1. 6 (指定)	津波で破損石碑は元の場所近くで発見(鶯神公園で保管)
14	町指定	有形文化財 波切不動尊	1基	建立は文政7年。船舶の安全を願う家族の参拝が絶えず、人々に厚く信仰されている	女川町女川字女川		H22. 1. 6 (指定)	被災なし
15	町指定	有形文化財 掛軸「龍」	1幅	女川町佐藤良一氏から寄贈独国和尚書掛軸	女川町女川	女川町教育委員会	H22. 1. 6 (指定)	教育局保管(震災後修復済)
16	町指定	有形文化財 掛軸「龍」	1幅	山形県高島町山木重幸氏から寄贈独国和尚書掛軸	女川町女川	女川町教育委員会	H22. 11. 24 (指定)	教育局保管
17	町指定	有形文化財 写経 「佛説文殊無 量無邊」	1巻 (冊)	山形県高島町山木重幸氏から寄贈和尚書写経	女川町女川	女川町教育委員会	H22 11. 24 (指定)	教育局保管
18	町指定	有形文化財 絡子	1枚	山形県高島町山木重幸氏から寄贈独国和尚が使用していた絡子	女川町女川	女川町教育委員会	H22. 11. 24 (指定)	教育局保管

19	町指定	有形文化財 ホツケ イチジ セキトウ 法華巻字石塔	1基	文化元年に獨國和尚が建立した石碑。碑文の内容は、村人全体の心が一つになるよう仏の教えを説いたもの。	女川町女川字女川		H27. 3. 25 (指定)	R3.3文化財保存展示施設 (補陀閣)周辺に再建された
20	町指定	有形文化財 コンゴウハイ セキキョウ 金剛売石経	1基	文化元年に獨國和尚が建立した石碑。碑文の内容は、父母と同様、自分もやがてこの世を去る。自らを顧みるため金剛石の石碑を造ったとされる。	女川町女川字女川		H27. 3. 25 (指定)	同上
21	町指定	有形文化財 ドクソン 道祖神	1基	金剛売石経に「この三碑」とあり、法華一字石経と同じ文化元年に獨國和尚が作ったとされる。	女川町女川字女川		H27. 3. 25 (指定)	同上
未指定		有形文化財 出島須田家 古文書	約葉	須田家に伝わる古文書	女川町出島字 出島	個人		データ化終了 現在は所有者保管
		有形文化財 江島木村家 古文書	約葉	木村家に伝わる文書	女川町旭が丘	個人		データ化終了 現在は所有者保管
		有形文化財 女川浜丹野家 古文書	約葉	丹野家に伝わる文書	女川町出島字 出島	個人		データ化終了 現在は所有者保管
		有形文化財 尾浦千葉家 古文書	約葉	千葉家に伝わる文書	女川町尾浦	個人		データ化終了 現在は所有者保管
		史跡 横浦の磨崖仏	1体	溪流の崖の岩に浮彫りで刻まれた不動明王像	女川町横浦字 横浦	個人	江戸時代中期作 (作者等不明)	津波・地震被害なし
		天然記念物 塚浜の鳴り砂 (夏浜 小屋取浜)		砂浜がきれいな状態で人が歩くと音が鳴る 全国でも鳴り砂の浜は珍しく、町内に二か所もあるのは貴重である	女川町飯子浜字 夏浜女川町塚浜 字小屋取	国有汀渚		年に数回、おながわの鳴り砂を守る会により清掃が行われている
		史跡 出島配石遺構群		縄文後期から晩期にかけての土器片が出土する石組遺構群でだ円形の覆土、大型石材が用いられている	女川町出島字 出島	私有地		津波被害なし
		史跡 ふるさとの道 御殿峠		昭和30年代まで、石浜から御前・尾浦・竹浦・桐ヶ崎の各浜を結んでいた生活道路である	石浜～御殿峠～御前 石浜～御殿峠～尾浦 石浜～御殿峠～竹浦 石浜～御殿峠～桐ヶ崎	私有地	石を叩くと雨が降ると言い伝えられる「雨降石」や御殿跡の石碑がある	津波・地震被害なし
		天然記念物 方孔石		当地域で多く見られる穴開き石でどのようにして組成されたか不明	尾浦海岸～出島 海岸の汀線に散在する	国有地		現在も竹浜や尾浦の浜で見られる
	天然記念物 浜ベンケイソウ		海岸線に自生する植物で、波の影響により植生にばらつきがでている	指ヶ浜海岸～尾浦 海岸の汀渚近くに 植生する	国有地		H30調査 発見されず	

その他

No.	種別	名称	員数	内容	所在地	所有者	備考	現在の状態
1		有形文化財 松島町内古文書	約葉	松島町の教育委員会より寄贈されたもの、襖の下張り	女川町女川浜 字大原	女川町 教育 委員会	観蘭亭の襖	東北歴史博物館で保管
2		日本外史	4冊		女川町女川浜 字大原	女川町 教育 委員会		東北歴史博物館で保管
3		論語本	5冊		女川町女川浜 字大原	女川町 教育 委員会		東北歴史博物館で保管
4		竈神面	1面	H23、10 江島 中村和雄さんから寄贈	女川町女川浜 字大原	女川町 教育 委員会		東北歴史博物館で保管



発行年月 令和5年6月

発行者 女川町教育委員会

所在地 〒986-2265
宮城県牡鹿郡女川町女川一丁目1番地1

電話 0225-54-3133

FAX 0225-54-4646

E-mail kyoiku@town.onagawa.lg.jp

URL <http://www.town.onagawa.miyagi.jp/>



女川町民憲章

(昭和 56 年 11 月 22 日制定)

一 わたくしたちは、健康で働き、明るい、豊かな町をつくります。

一 わたくしたちは、自然を大切にし、きれいな町をつくります。

一 わたくしたちは、きまりを守り、住みよい町をつくります。

一 わたくしたちは、としよりを敬い、若い力を育て、希望のまちをつくります。

一 わたくしたちは、互いに学びあい、文化の町をつくります。



町の魚「鯉」



町の木「杉」



町の鳥「うみねこ」



町の花「桜」